福井県報

号外第37号
令和7年
4月7日(月)
火曜日発行

―― 目　次 ――

選挙管理委員会告示

○条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数（４６）……1

○議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数（４７）……1

○議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数（４８）……1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第４６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第５項（同法第７５条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第７４条第１項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第７５条第１項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和７年４月７日

福井県選挙管理委員会
委員長　吉川　奈奈

１２，３９５

福井県選挙管理委員会告示第４７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第７６条第４項、第８１条第２項もしくは第８６条第４項において準用する法第７４条第５項または地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第２項において準用する法第８６条第４項において準用する法第７４条第５項の規定により、法第７６条第１項の規定による議会の解散の請求、法第８１条第１項の規定による知事の解職の請求もしくは法第８６条第１項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項の規定による教育委員会の教育長もしくは委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和７年４月７日

福井県選挙管理委員会
委員長　吉川　奈奈

１６９，９５６

福井県選挙管理委員会告示第４８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第８０条第４項において準用する同法第７４条第５項の規定により、同法第８０条第１項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和７年４月７日

福井県選挙管理委員会
委員長　吉川　奈奈

選挙区の名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井市	70,345
敦賀市	17,307
小浜市三方郡三方上中郡	13,941
大野市	8,508
勝山市	6,023
鯖江市	18,710
あわら市	7,413
越前市今立郡南条郡	24,552
坂井市	24,408
吉田郡	4,973
丹生郡	5,601
大飯郡	4,801

発行人　〒910-8580　福井県福井市大手３丁目17番１号　福　井　県